

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和元年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和元年 10 月 23 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	
損害賠償の額	6, 0 7 4, 4 5 5 円
事故の概要	平成 29 年 7 月 20 日 午前 9 時 55 分ごろ、高野口町大野 333 番地の 1 先の路上を南から北に向けて自動車で行っていたところ、走行経路について考えごとをしていて前方及び左方への注意を怠ったため、その先の交差点に相手方車両(優先道路側)が西から進入しようとしていることに気付かず、一時停止も減速もしないまま同交差点に南から進入したことにより、相手方車両の右前方部に衝突し、さらにその衝撃で相手方車両がガードレールにぶつかった結果、相手方が負傷し、もって相手方に損害を与えた。